

令和7年度 与那原町育英会入学準備金奨学生募集要項

1. 目 的

学業人物ともに優秀で、経済的理由によって就学困難な者に対し、経済的支援を行い、本町の振興を担う人材を育成することを目的とする。

2. 奨学生の資格 《以下の項目をすべて満たす必要があります》

- (1) 経済的理由により学資等の支払いが困難と認められる者
- (2) 本町に1年以上住所を有する者の子
- (3) 大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・大学校の入学予定者
(学校教育法に定める学校、職業能力開発促進法又は農業改良助長法の定める大学校)

3. 提出書類

- (1) 与那原町育英会奨学生願書(様式第1号)
- (2) 学長・学校長の人物考査書(様式第2号)
- (3) 税額証明書(様式第3号) ※本人、保護者分
- (4) 誓約書兼同意書(様式第4号)
- (5) 医師の健康診断書(公共医療機関) ※奨学生に採用された方のみ(後日提出)
- (6) 戸籍謄本(世帯の確認のため)
- (7) 住民票謄本(居住年数の確認のため)
- (8) 入学内定を証明できるもの(合格証明書)
- (9) 前学年の学業成績証明書
- (10) その他会長の指示する書類

4. 奨学金の貸与額

貸与額 50万円以内とし、10万円単位で選択制。ただし、1回限り。 ※無利子

5. 奨学金の償還

- (1) 償還期間 卒業後、6ヶ月を経過した後4年以内に償還
- (2) 償還方法 窓口支払・口座振り込み

6. 採用定員 4名以内とする。

7. 申請期間

期間 随時受付 受付時間 午前8時30分～午後5時まで

※土日祝祭日、年末年始及び昼食時間(正午～午後1時)を除きます。

8. 書類配布・提出場所

与那原町教育委員会 学校教育課 (役場庁舎2F)

○ お問い合わせ先 ○
与那原町教育委員会 学校教育課
住所：与那原町字上与那原 16 番地
電話：098-945-2361

与那原町育英会入学準備金奨学生願書

						決定番号	
本人	ふりがな		生年月日	(満 歳)		※	
	氏 名			年 月 日		男・女	
	現 住 所	(〒)		(電話) (携帯)			
	本 籍						
	申請時在学学校名						
	申 請 時 在 学 学 校 所 在 地	(〒)					
	入学予定学校名	大 学		学 部	学 科	課 程 第 学 年	
	入 学 予 定 学 校 所 在 地	(〒)					
	入学(予定)年月	年 月		卒業予定年月	年 月		
奨学金の申込	事 業 名		申 請 金 額		備 考		
	入 学 準 備 金 (50万円以内で10万円単位)		万円		卒業後、退学後又は入学を取りやめたときから6ヶ月を経過した後、4年以内に償還		
※他の育英資金借受の有無 (有 ・ 無)							
保護者	氏 名		勤務先 (電話)				
	現住所		(電話) (携帯)				
※家族の住居の状況 持家 借家 間借 社宅 その他()							
家族構成 本人含む	続柄	氏 名	生年月日	性 別	職 業	同居・別居の別	
	本人					※ 同居 別居	
						※ 同居 別居	
						※ 同居 別居	
						※ 同居 別居	
						※ 同居 別居	
						※ 同居 別居	

※印の欄は、該当する項目に○で囲んで下さい。

与那原町育英会奨学生に応募します。

年 月 日

本人氏名：
(申請者)： 印

保護者氏名： 印

学 長 ・ 学 校 長 の 人 物 考 査 書

1. 氏 名
2. 住 所
3. 学 校 名

学科

過程

学年
4. 推薦の所見

上記の者は、貴育英会の奨学生として適当な者として認め推薦します。

年 月 日

与那原町育英会会長 殿

学校名
学(校)長名

印

税 額 証 明 書

与那原町育英会会長 殿

申請者 保護者氏名 印
保護者住所

奨学生 出願者氏名 印
在学学校名
(在学予定校名)

(令和6年1月1日～令和6年12月31日間の所得)

奨学生及び保護者の氏名 (申請者側記入欄)		税 額 調 書			
		県・市町村民税の税額			
続 柄	氏 名	県 所 得 割 額	県 均 等 割 額	町 所 得 割 額	町 均 等 割 額
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円
		円	円	円	円

年 月 日

(注意) 1. 〰〰〰で囲まれた部分を市町村で証明願います。

上記のとおり証明します。

市町村長 印

誓 約 書 兼 同 意 書

今回、貴育英会資金の貸与を受けることとなりましたので、与那原町育英会会則その他の規程を守り、指示の事項に従います。

また、本人及び保証人は、貸与を受けた育英資金の返還をするときは、その返還について同会則等の規程に従って履行することを、ここに誓約いたします。

【与那原町育英会会則 第18条】

- 入学準備金 「卒業若しくは退学した月の翌月から起算して6月を経過した後、4年を超えない期間内に償還しなければならない。」
- 学資 「奨学金の貸与の終了した月の翌日から起算して6ヶ月を経過した後、10年を超えない期間内に貸与を受けた奨学金を割賦の方法により償還しなければならない。」
- 海外短期留学派遣 「海外短期派遣を事由とした貸与を受けた者(保護者)は、貸与を受けた日から3ヶ年以内に償還しなければならない。」

記

【誓約事項】

1. 貸与終了後6ヶ月以内に償還計画書を育英会事務局へ提出し、同償還計画書のとおり速やかに返還します。
2. 貸与・償還期間中に住所変更等届出内容に異動が生じた場合は、異動届出を町育英会事務局へ提出します。

【同意事項】

1. 貸与、償還期間中に、貴育英会が必要と判断した場合は、貴育英会事務局職員が貸与生本人及び保証人の情報について、官公署等へ照会することに同意いたします。

令和 年 月 日

与那原町育英会会長 殿

【貸与生】

本 籍 _____
現 住 所 _____
学 校 名 _____
貸与生氏名 _____ ⑩ 電 話 _____

【連帯保証人】※生計の主たる維持者

本 籍 _____
現 住 所 _____
保証人氏名 _____ ⑩ 電 話 _____

【連帯保証人】※保護者以外

本 籍 _____
現 住 所 _____
保証人氏名 _____ ⑩ 電 話 _____

◎面談確認日 令和 年 月 日 *上記について説明を受けました。

貸与生: _____

保証人: _____

保証人: _____

【 町育英会事務局 : 与那原町教育委員会 学校教育課 】